

新料金表（令和6年10月1日から）

※ 当園利用の皆様へ 10月1日から、茨城県の条例等改正により下記新料金となります。御了承ください。

(1) 普通利用料金（プール等・アイススケート・アーチェリー・トレーニングルーム・多目的室（会議室）） 笠松運動公園

有料公園施設名		アマチュアスポーツ				個人利用料金 (単位 円)	営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物					興行及び営利・宣伝を目的とする催物					
		団体利用料金 (単位 円)					団体利用料金 (単位 円)					団体利用料金 (単位 円)					
		時間区分					時間区分					時間区分					
		8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	1時間までごとに		8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	1時間までごとに	8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	1時間までごとに	
屋内水泳プール兼アイススケート場	メインプール	全面	63,280	90,410	153,690	18,090	※メインプールの個人利用はできません	201,010	287,160	229,720	488,170	57,440	515,350	736,220	588,970	1,251,550	147,240
		コース	1コースにつき 6,630	1コースにつき 9,460	1コースにつき 16,080	1コースにつき 1,900	2時間までごとに 1人につき	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	サブプール	全面	50,880	72,680	123,550	14,530	大人 590	160,890	229,850	183,880	390,740	45,970	412,370	589,090	471,270	1,001,440	117,820
		片面	25,640	36,640	62,280	7,340	中高生 420	80,660	115,230	92,180	195,880	23,050	206,390	294,840	235,870	501,230	58,980
		5.0mコース	1コースにつき 6,630	1コースにつき 9,460	1コースにつき 16,080	1コースにつき 1,900	小学生以下 300	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		2.5mコース	1コースにつき 3,310	1コースにつき 4,730	1コースにつき 8,040	1コースにつき 950	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	飛込プール	24,000	34,270	58,270	6,860	/	120,780	172,530	138,030	293,310	34,510	200,600	286,570	229,260	487,160	57,320	
	スケートリンク	73,210	104,590	177,800	20,930	1回1人につき 大人 1,410 中高生 1,080 小学生以下 710	378,030	540,050	432,040	918,080	108,010	637,780	911,110	728,880	1,548,880	182,230	
	トレーニングルーム	/	/	/	/	2時間までごとに 1人につき 大人 590 高校生以下 360	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	会議室	1室につき 1,730	1室につき 2,080	1室につき 2,960	1室につき 680	団体利用料金に 同じ	1室につき 5,160	1室につき 6,260	1室につき 8,720	1室につき 2,080	1室につき 10,330	1室につき 12,290	1室につき 20,030	1室につき 4,060			
アーチェリー場	1,320	1,690	2,640	430	2時間までごとに 1人につき 160	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

- 1 団体の人員が200人を超える場合は、この表に定める団体利用料金の額の100分の50に相当する額を加算した額をもって団体利用料金の額とする。
- 2 団体利用料金の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない場合であっても施設を専用するときは、団体利用料金を適用する。
- 3 団体利用料金の適用を受ける場合において、やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するとき、その超える時間又は利用時間について、この表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額（1の適用を受ける場合には、1による額）による利用料金を徴収する。
- 4 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

(2) 特別利用料金（電光掲示・映像装置・マイク・照明・ロッカー・スケート靴等）

名称		金額(単位 円)								
		時間区分			1時間までごとに					
		8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで			通常	夏季		
拡	声	装	置	2,080	2,080	3,940	500			
電	光	標	示	1,060	1,060	2,080	390			
大型電光掲示板	屋内水泳プール兼アイススケート場	アマチュアスポーツに利用する場合	メインアリーナ(大型映像装置を含む)				440	470		
			サブアリーナ				340	370		
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		5,760	8,220	13,980	1,650			
大型映像装置	屋内水泳プール兼アイススケート場	アマチュアスポーツに利用する場合	メインアリーナ	大型電光掲示板の料金に含まれる			440	470		
			サブアリーナ				340	370		
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		7,340	10,460	17,790	2,090			
コ イ ン ロ ッ カ ー			1回につき				100			
照明使用電力	屋内水泳プール兼アイススケート場	メインアリーナ	全 灯				5,270	5,590		
			4 / 5 灯				4,100	4,350		
			2 / 3 灯				3,430	3,640		
			1 / 2 灯				2,700	2,870		
			1 / 3 灯				1,820	1,930		
			1 / 5 灯				1,250	1,320		
		サブアリーナ	1 コ ー ス あ た り				120	130		
			飛 込 み 籠				500	530		
			全 灯				1,320	1,400		
		会議室	3 / 4 灯				1,130	1,200		
			1 / 2 灯				900	960		
			3 / 1 0 灯				460	490		
		アーチェリー場	1 室 に つ き				40	40		
スケート靴	1 人 1 時 間 に つ き				190	200				
	スケート靴		1回につき				420			

- 1 この表は、条例別表第3(2) 有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の備考2により団体利用料金の適用を受ける団体又は個人に適用する。
- 2 やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するとき、その超える時間又は利用時間について、この表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額による利用料金を徴収する。
- 3 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 4 浴室又は温水シャワー室を利用する場合において、1団体の利用人員が50人を超えるときは、その超える人員について1人につき20円を加算する。
- 5 「照明使用電力」の項は、会議室、体育館、テニスコート、堀原運動公園の武道館大道場、東町運動公園のスポーツセンター、笠松運動公園の陸上競技場及び屋内水泳プール兼アイススケート場、砂沼広域公園の多目的広場、県西総合公園の多目的運動広場並びに大子広域公園の多目的運動広場に限り適用する。